

小平市建築基準法施行細則第16条の規定による検査の項目等

小平市建築基準法施行細則（令和3年小平市規則第26号。以下「規則」という。）第16条第1項及び第7項の規定に基づき、市長が別に定める検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに建築物概要書を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査は、規則第16条第1項の規定に基づき、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。次号において「省令」という。）第6条の2の2第3項に規定する遊戯施設については、平成20年国土交通省告示第284号に定めるところによるものとする。ただし、同告示別表6乗物関係の部(3)の款台車先端軸の項及び同部(4)の款車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）の項中「1年」とあるのは、「6月」とする。
 - (2) 省令第6条第3項に規定する建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）については、平成20年国土交通省告示第285号に定めるところによるほか、別表ア欄に掲げる項目に応じ、同表イ欄に掲げる事項ごとに定める同表ウ欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表エ欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。
- 2 規則第16条第7項の規定に基づき、市長が別に定める建築物概要書は、別記のとおりとする。

別表

	ア 検査項目	イ 検査事項	ウ 検査方法	エ 判定基準
1 地下街に設ける換気設備	(1) 機械換気設備	換気方式等	目視により確認する。	東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号。以下この表において「条例」という。)第73条の12第1項各号の規定に適合しないこと。
		予備電源	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
		換気量等	給気口の同一断面内から5か所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V = 3600 \nu A C$ この式において、V、 ν 、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 給気量(単位 1時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 給気口断面積(単位 平方メートル) C 次の式により計算した換気量に対する外気の混合比(換気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値) $C = V_2 / V_1$ この式においてV ₁ 及びV ₂ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V ₁ 空気調和設備の送風空気量(単位 1時間につき立方メートル)	条例第73条の13第1項から第4項までの規定に適合しないこと。

			<p>) V_2 空気調和設備への取入外気量 (単位 1 時間につき立方メートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 第一種換気設備を設けた場合は、排気口の対角線上の 5 点において風速計を用いて 1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により排気風量を算出する。</p> $Q = 3600 A V_m$ <p>この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Q 排気風量 (単位 1 時間につき立方メートル) A 排気口面積 (単位 平方メートル) V_m 平均風速 (単位 1 秒につきメートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 地下街の構えについて、給気口又は排気口の設置を目視により確認する。</p>		
	(2)	調理室及び附属する蓄電池室の換気設備 (密閉型蓄電池を使用するものを除く。)	排気設備の状況	目視により確認する。	条例第 73 条の 14 の規定に適合しないこと。
2 地	(1)	機械排煙設備の排煙口の	手動開放装置の設置状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。

下街に設ける排煙設備	観	手動開放装置の操作方法の表示状況	目視により確認する。	昭和44年建設省告示第1730号(以下「告示」という。)第2第5号の規定に適合しないこと。
		手動開放装置による開放状況	作動状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。
		排煙口の開放状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
		防煙区画の貫通措置状況	目視により確認する。	告示第2第7号の規定に適合しないこと。
(2)	機械排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の対角線上の5点において風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60 A V_m$ この式において、Q、A及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	告示第2第8号の規定に適合しないこと。
(3)	予備電源	予備電源への切替え及び作動状況	予備電源への切替え及び作動状況を確認する。	告示第1第2号の規定に適合しないこと。
(4)	配線	電気回路の接続状況	目視により確認し、必要に応じて回路計により測定する。	告示第1第4号の規定に適合しないこと。
		予備電源から排煙	目視により確認する。	告示第1第5号の規定に適合しないこと。

			機間の配線の耐熱処理状況（隠ぺい部分及び埋設部分を除く。）		合しないこと。
地下街に設ける非常用の照明設備	(1)	照度	照度の状況	最も暗い部分の床面のうち水平床面で低照度測定用照度計により測定する。	告示第1第1号の規定に適合しないこと。
	(2)	予備電源	予備電源への切替え及び作動状況	予備電源への切替え及び点灯状況	作動状況及び点灯時間を確認する。
	(3)	配線	電気回路の接続状況	目視により確認し、必要に応じて回路計により測定する。	告示第1第4号の規定に適合しないこと。
予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理状況（隠ぺい部分及び埋設部分を除く。）			目視により確認する。	告示第1第5号の規定に適合しないこと。	
地下街に設ける非常用の排水設備	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び作動状況	予備電源への切替え及び作動状況を確認する。	告示第1第2号の規定に適合しないこと。
	(2)	配線	電気回路の接続状況	目視により確認し、必要に応じて回路計により測定する。	告示第1第4号の規定に適合しないこと。
			予備電源から非常用の排水設備間の配線の耐熱処理状況（隠ぺい部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	告示第1第5号の規定に適合しないこと。

令和3年3月31日

小平市長 小林 正 則